

訪問看護医療保険利用料

【基本利用料】

令和 8 年 6 月

	料金 (円)	1 割の場合	2 割の場合	3 割の場合	
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	5,550	555	1,110	1,665	週 3 日まで
	6,550	655	1,310	1,965	週 4 日目以降
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	5,550	555	1,110	1,665	週 3 日まで 30 分以上
	4,250	425	850	1,275	週 3 日まで 30 分未満
	6,550	655	1,310	1,965	週 4 日目以降 30 分以上
	5,100	510	1,020	1,530	週 4 日目以降 30 分未満
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	8,500	850	1,700	2,550	在宅療養に備えて一時的な外泊をする場合（入院中 1 回）
訪問看護管理療養費	7,710	771	1,542	2,313	月の初日
	3,010	301	602	903	月 2 回目以降

【加算】

早朝・夜間加算	2,100	210	420	630	6 時～8 時・18 時～22 時
深夜加算	4,200	420	840	1,260	22 時～6 時
難病等複数回訪問加算	4,500	450	900	1,350	1 日 2 回の訪問
	8,000	800	1,600	2,400	1 日 3 回以上の訪問
長時間訪問看護加算	5,200	520	1,040	1,560	特別管理加算対象者 （週 1 回 90 分を超える場合）
複数名訪問看護加算	4,500	450	900	1,350	2 人の看護師が同時に訪問看護を行う場合（週 1 回）
	3,000	300	600	900	看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合（週 3 回）
24 時間対応体制加算	6,520	652	1,304	1,956	24 時間連絡・相談又は緊急時に訪問が出来る体制
緊急時訪問看護加算	2,650	265	530	795	主治医（在宅療養支援病院又は診療所）の指示に基づき緊急に訪問看護を行った場合
特別管理加算（月 1 回）	2,500	250	500	750	特別な管理が必要な場合
	5,000	500	1,000	1,500	特別な管理が必要な場合 （重症度等の高い場合）
退院時共同指導加算 （退院につき 1 回）	8,000	800	1,600	2,400	退院前に主治医等と在宅生活における指導を受け、内容を文書で提供した場合

	料金 (円)	1 割の場合	2 割の場合	3 割の場合	
特別管理指導加算	2,000	200	400	600	特別管理加算の該当者に対して退院時共同指導加算に加えて算定
退院支援指導加算	6,000	600	1,200	1,800	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合 上記 90 分を超える場合
	8,400	840	1,680	2,520	
在宅患者連携指導加算	3,000	300	600	900	医療系職種間で共有した情報を踏まえて患者等に情報共有し且つ療養上の留意点について多職種に情報を提供した場合
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 (月 2 回まで)	2,000	200	400	600	主治医、介護支援専門員と共同でカンファレンスに参加し、共同で療養上 必要な指導を行った場合
訪問看護医療情報連携加算	1000	100	200	300	ICT を活用して主治医等と診療情報を共有・連携した
訪問看護情報提供療養費 1	1,500	150	300	450	市町村や保健所などに情報提供した場合
訪問看護情報提供療養費 2	1,500	150	300	450	小学校・中学校、義務教育学校に情報提供した場合
訪問看護情報提供療養費 3	1,500	150	300	450	保険医療機関、施設などに情報提供した場合
訪問看護医療 D X 情報活用加算	50	5	10	15	電子資格確認により、診療情報を取得した上で訪問看護を実施に関する計画的な管理をおこなった場合
ターミナルケア療養費	25,000	2,500	5,000	7,500	死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合
ベースアップ評価料 (月 1 回)	1,830	183	366	549	厚生労働大臣が定める基準に適合しているもの
訪問看護物価対応料	60	6	12	18	月の初日
	20	2	4	6	月の 2 回目以降

※ 合計金額に 10 円未満の端数が出る場合は四捨五入となります。

◎ 自 費

死後の処置	10,000		訪問看護の提供と連続して行われた死後の 処置
交通費	100		事業所から 2 キロを超えたところから 1 キロあたりの片道